改正後	改正前				
改正後 株式第4号(第6条関係) ※精 麦 検 算 印 ※ 特別 微収 義 務 者 (納 投 者) の 氏名又は名称 ※ <u>黒 投</u> ※ 鑑 課 番号 ※ 監 課 番号 ※ 監 課 番号 ※ 監 課 番号 ※ 監 課 番号 ※ 対別 微収 義 務 者 の 登 録 番 号 第 号 ※ 対別 微収 義 務 者 (納 投 者) の 住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番号 (電話) フ リ ガ ナ 特別 微収 義 務 者 (納 投 者) 的 住 所 (所 在 地) 及 び 代表者 の 氏名 (名 終及 び 代表者 の 氏名 (名 終及 び 代表者 の 氏名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	改正前 改正前 改正前 改正前 改正前 改正前 次精 査 検 算 印 ※精 査 検 算 印 ※ 特別 微 収 義 務 者 (納 税 者) の 氏名 又は名称 ※ 塩 塩 ※ 賦 課 番号 ※ 賦 課 番号 ※ 賦 課 番号 ※ 賦 課 番号 ※ 財 別 微 収 義 務 者 の 登 録 番 号 第 号 特別 微 収 義 務 者 (納 税 者) の 住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番号 フ リ ガ ナ 対 カ ナ 対 カ ナ 対 カ ナ 対 カ ナ 対 カ ナ 対 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ				
場への定業展集物の類	月日における最終的分				

別表

別表								1D 134	
※ 特別微収義務者(納税者)の氏名又は名称						※ 県 税 コード	※賦課番号		
		+	課税	標準に関す	る 明 細 書	(平成 年	月分)		
区分		重量による搬入			容量によ	る 搬 入		合 計	
		産業廃棄物の種類 重量(ア) (トン)		産業廃棄物の種類	容量 (A) (m³)	換算係数 (B)	換算して得た重量 (A) × (B) = (イ) (トン)	里里	重量((ア)+(イ))
課稅標	委託契約による最終処分場への搬入								
準と	搬入							申告	書の⑤欄に転記
なる搬入	分場への搬入委託契約以外による最終処								
	終 処							申告	書の⑥欄に転記
	小計							申告	書の④欄に転記
課税免除される搬入	条例第4条第1号該当								
	該当							申告	書の②欄に転記
	条例第4条第2号該当								
	該当							申告	書の③欄に転記
合	計							申告	書の①欄に転記
備	考							•	
		i .							

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。
 - 3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
 - 4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 - 5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

別表

	※特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称							※ <u>コード</u> ※賦課番号		
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書 (平成 年 月分)										
重量による搬入 区分 産業廃棄物の種類 重量(ア) (トン)		容量による搬入			合 計					
		産業廃棄物の種類		産業廃棄物の種類	容量 (A) (m³)	換算係数 (B)	換算して得た重量 (A) × (B) = (イ) (トン)	里童((ア)+(イ))		
課稅標	委託契約による最終処分場への搬入									
準と	搬入							申告書の⑤欄に転記		
なる搬入	分場への搬入委託契約以外による最終処									
								申告書の⑥欄に転記		
	小計							申告書の④欄に転記		
課税免除される搬入										
	該当							申告書の②欄に転記		
	条例第4条第2号該当									
	該当							申告書の③欄に転記		
合	計							申告書の①欄に転記		
備	考						•			

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 - 2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。
 - 3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
 - 4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 - 5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

改正後	改正前					
章式第8号(第8条関係) 產業廃棄物埋立税徵収猶予申請書 【兼徵収猶予 個別整理簿】	様式第8号(第8条関係) 産業廃棄物埋立税徵収猶予申請書 (兼徵収猶予 個別整理簿)					
株	塩 塩 塩 塩 塩 塩 塩 塩 塩 塩					

		改正後				改正前	
様式第12号(第8条関係)			※精査検算印	様式第12号(第8条関係)			※精査検算印
				72			
	※納税者の氏名	又 は 名 称	※ <u>県 税</u> ※ 賦 課 番 号		※ 納 税 者 の 氏 名	又は名称	※ <u>地 域</u> ※ 賦 課 番 号
受付印	納 税 者 の 登	銀 番 号 第 号					
	納 税 者 の	住 所		受付印	agreement and the second	録番号第号	
	(所在地)及び電フ リ ガ		(電話)		(所在地)及び電		(電話)
	納 税 者 の (名称及び代表者		印		フ リ ガ 納 税 者 の	氏 名	(B)
	最終処分場の所在地及	び電話番号			(名称及び代表者		
平成 年 月 日	フ リ ガ		(電話)		最終処分場の所在地及フリガ		(電話)
広島県知事	様 最終処分場	の 名 称		平成年月日広島県知事科	最終 伽 分 場		
	産業廃棄物	埋 立 税 修 正 申 告 書		A 两 来 A 争 有	SES. 50513 24500 0250 027	埋立税修正申告書	
区 分	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分	区分	平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分
月中における最終処分 場への産業廃棄物の搬 入量	チートン	チートン	手 トン	月中における最終処分 場への産業廃棄物の搬 ①	Ŧ	F	
条例第4条第1号の規定 によって課税免除され ②				入量 条例第4条第1号の規定			
る搬入量 条例第4条第2号の規定 によって課税免除され ③				によって課税免除され ② る搬入量 条例第4条第2号の規定	e e		
る搬入量 課税標準となる産業廃	 			によって課税免除され ③ る搬入量			
棄物の搬入量 ④ ① 一②一③				課税標準となる産業廃 棄物の搬入量 ④			
委託契約による最終処 分場への産業廃棄物の 搬入量				①-(2)-(3) 委託契約による最終処 分場への産業廃棄物の(5)			
委託契約以外による最 終処分場への産業廃棄 ⑥				搬入量 委託契約以外による最			
物の搬入量 ④一⑤ 既に納入の確定した産	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	終処分場への産業廃棄 物の搬入量 ④一⑤			
業廃棄物埋立税額 (⑤×1,000円/トン)				既に納入の確定した産 業廃棄物埋立税額	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
申告納付すべき産業廃 棄物埋立税額 8	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	(⑤×1,000円/トン) 申告納付すべき産業廃	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
(⑥×1,000円/トン) 既に納付の確定した産 ⑤	百万 千 円	百万千円	百万 千 円	棄物埋立税額 (⑥×1,000円/トン)			
業廃棄物埋立税額 この修正申告により申	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	既に納付の確定した産 業廃棄物埋立税額 ⑨	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
告納付すべき産業廃棄 物埋立税額 ⑧一⑨				この修正申告により申 告納付すべき産業廃棄 ①	百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
申告期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	物埋立税額 ⑧一⑨			
備考				申告期限 平	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
500MS UR		<u> </u>		備考			
		関与税理士署名押印	(電話)			照 E 秋 班 上 里 夕 神 C D	/æ¥
(注) 1 ※印欄は、記入しないでくだ	さい。 4号別表を添付して提出してください。			(Sh) 4 Westimat English to a 444 have		関与税理士署名押印	(電話)
		の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。		(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。2 この申告書には、別記様式第4号》			
4 「税額」の欄は、円まで記載			****			の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	0
		Eにより納入することが確定している税額を記載してく Lた申告、更正又は決定により納付することが確定して		4 「税額」の欄は、円まで記載して 5 「既に納入の確定した産業廃棄物		Eにより納入することが確定している税額を記載してく	「ださい。
7 税額は、実績月ごとに、別々	の納付書により納付してください。					になり納入することが確定している抗酸を記載して、 にた申告,更正又は決定により納付することが確定して	
8 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする				7 税額は、実績月ごとに、別々の納		1000 to to do do	
				8 申告書の提出期限後に申告納入(終 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメート	内付) されると延滞金のほか,不申告加算金 トル,横21.5センチメートルとする	が奴収されます。	
				way per 2 - Harding and the period of the Control o			
				Ť			

法定納期限 申告年月日 申告年月日 啡 中 更正・決定納期限 믒 듄 ш Ш 無 黙 Щ 盢 皿 広島県知事 広島県知事 蓋 H 羅 羅 井 中 供 相 併 併 平成 地域 平成 種類 種類 無 算出基礎額 算出基礎額 H 早 納付場所 羅 羅 広島県産業廃棄物理立税条倒第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。 広島県産業廃棄物理立税条例第18条の規定により「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納めてください。 広島県産業廃棄物理立税条例第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。 広島県産業廃棄物理立税条例第18条の規定により「増減額」欄の不足投額及び加算金額を締期限までに締めてください。 報 联 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,00円未満 の端数があるとき又は税額の金額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14,6パーセント(この通知書に よる更正、決定の時期限までの時間欠はその時期限のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14,6パーセント(この通知書に る各年の前年の11月30日を経過する時における日本級行法第十五条第一項第一年の規間については、年7.3パーセントの通知書に もセントの割合を乗じて計算した金額における日本級行法第十五条第一項第一年の月度により定められる商業年形の基準割引率に年4パー たどとの割合を乗じて計算した金額に指当する延滞金額を終付してください。 2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は左額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てください。 3 この適知に係る処分について不能がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対し また。この処分の取消しを求める断えは異議申立てに対する決定を移た後でなけれは提起することはできませんが、決定を移た後は、 その決定のあつたことを知つた日の翌日から直算して60円以上の場合は100円未満の線が石にときませんが、決定を移た後は、 その決定のあつたことを知つた日の空間から直算して60円以上によりた日の空間から起算してもが出することができます。 ただし、異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手様の様行により生じる著しい損害を避 けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を移ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を終な いでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 この通知書は、同通知書中(注)1及び2を削り、3を1とした上、更正・決定通知書として使用する。 羅 福 課税標準量 (産業廃棄物の搬入量) 黨 鬞 騨 朝 (注) 1 この通知書による不足投稿、加算金額のほかに法定格期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の帰数があるとき又は投額の全額が、200円未満のときは、その暗数金額又はその金額を切り捨てる。11年4.6パーセント(この通知書による更正・決定の時期限までの期間については、年7.3パーセント(この通知書による手をの正・決定の時期限までの期間に14パーセントの割合を経過する自までの事品を行うとし、当該時間の属する各年の制御がの1月12日を経過する時における日本線行法第一年第一等の現実により近められる商業手をの基準割引率に年4パーセントの割合を乗じて計算した金額に指引する正常を超りを加入。13パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する理論を指していて下級がある場合は、200円以上の場合は100円米減の場数を切り捨てください。
 2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額では、200円以上の場合は100円米減の場数を切り持ててください。
 3 この極知に係る処分について不級がある場合は、この処分のあつたことを知った日の登出から記算しておびの登中から記録しても対する決定を経た後でなければ提起することはできます。
 また、この処分の取消しを求める野えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできます。
 すたし、異議申立てをよれの自動で自動しても対定がないとき、②処分、処分の軟行又は手様の様行により生じる著しい指書を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を終ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を終ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を終ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を終ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 市平民投額がない場合は、納付(納入)の通知はしないとにこの通知書は、同通知書中(注)1及び2を削り、3を1とた上、更正・決定通知書備等1、不足投額がない場合は、契約の望のははからか日との記しないとに、この通知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、100円とし、この通知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、同道知書は、100円とし、この過程の表別の記述のは、200円には、100円は、100円とは、100円は、1 更正・決定通知書業終入 (熱付)通知書 更正,決定通知書業終入 (終付)通知書 ②に対応する税額 (②×1,000円/トン) ②に対応する税額 (②×1,000円/トン) 宋 张 里 账 課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)② 범 H 臥 田 ①に対応する税額 (①×1,000円/トン) 轢 操 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 ΗI 和 = 様式第13号(第8条関係) 様式第13号(第8条関係) 名(名 称) 産業廃棄物埋立税 產業廃棄物埋立税 所(所在地) 所(所在地) 名(名 称) 課稅実績 年 月 課稅実績 年 月 如 本 40 ## 民 無 # 出 **H**

改正前

改正後